

国土建推第16号

平成24年7月31日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

標記について、別添のとおり「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」の一部を別添のとおり改正したので通知します。

貴会におかれましては、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。